

## 標茶町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 標茶町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	8.1	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(虹別処理区)		
処 理 場 数	1区(虹別処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当町においては、各処理区が散在する事情、起伏のある地形等の地理的要因によって広域化・共同化・最適化の実施予定は現時点ではありません。集合処理区域以外については合併浄化槽を整備していくことにしました。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで : 1,512円 超過使用料 10㎡を超えるもの : 162円 ※ 金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記と同様						
その他の使用料体系の 概要・考え方	上記と同様						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※ 過去3年度分を記載	平成25年度	3,040	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※ 過去3年度分を記載	平成25年度	3,530	円
	平成26年度	3,130	円		平成26年度	3,600	円
	平成27年度	3,130	円		平成27年度	3,640	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	水道課は平成28年度現在9名で、そのうち4名の職員給与費を下水道事業特別会計にて予算措置している状況です。
事業運営組織	従前は施設課(下水道部門2係体制)でしたが、平成9年度に水道部局と統合になりました。平成11年度から現在の管理係、下水道事業係、水道事業係の3係体制になっています。平成9年度の統合時には14名でしたが、現在まで人員削減が進み9名になりました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場施設維持管理業務等について民間業者に委託をしています。 4処理場(標茶市街・虹別・塘路・磯分内)の一括発注及び複数年契約により、経費節減を行っています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続していく予定であり、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用は特に行っておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設がないため未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定した、平成27年度決算に基づく「経営比較分析表」を添付しております。  
この表は平成23年度から平成27年度までの経営に関わる各指標を比較分析しております。

# 経営比較分析表

北海道 標茶町

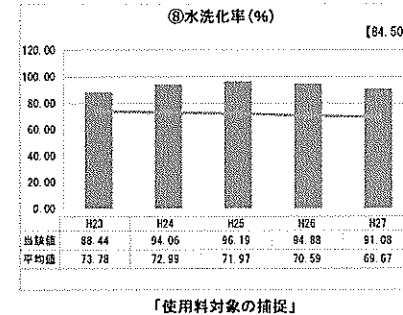
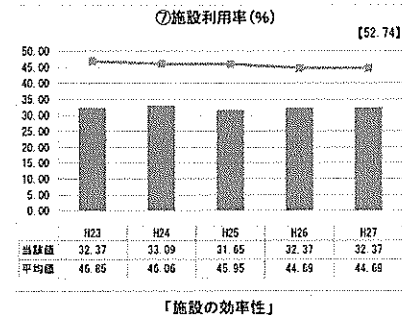
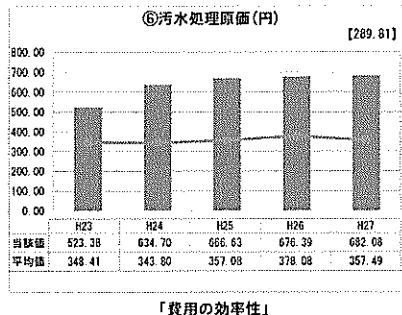
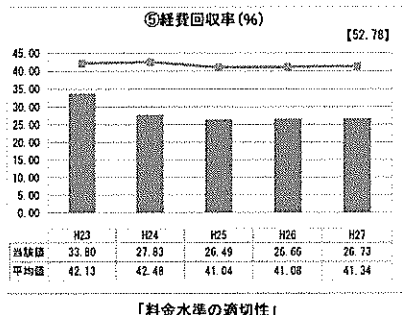
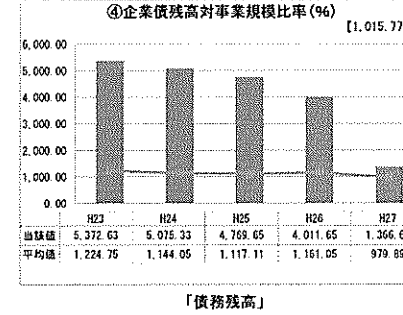
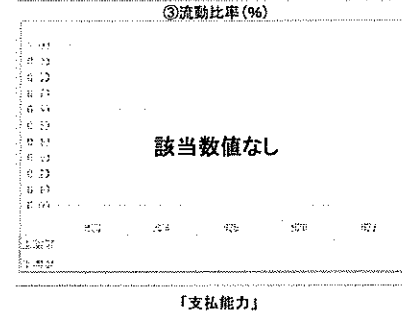
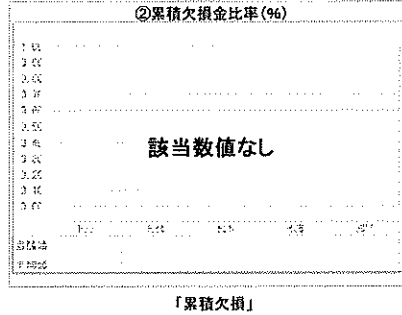
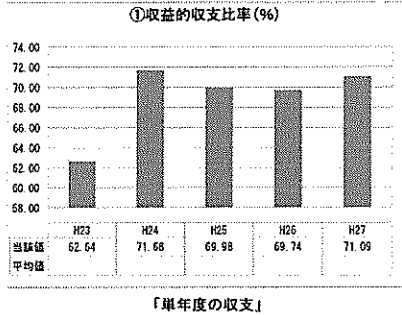
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	2.73	100.00	3,130

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,930	1,099.37	7.21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
213	0.26	819.23

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率  
単年度の収支が黒字であることを示す100%を大きく下回っている。当該処理区的面整備は完了し、維持管理費が主な支出となっているため、今後も同様の数値が続く見込である。

②企業債残高対事業規模比率  
類似団体平均値を大きく上回っている。面整備は完了し、長寿化計画による経年による診断調査を行ったが概ね良好で、今後新たな企業債の借入の予定はないところである。後年は企業債の償還が進み減少に向う。

③経費回収率  
類似団体平均値を大きく下回っている。使用料は微減に対し経費が上昇し、使用料確保に加え、適正な使用料水準について検討していく。

④汚水処理原価  
類似団体平均値を上回っている。とくに汚水資本費が大部分を占めているが、企業債の借入予定は想定していないので、後は償還が進み改善に向うものと推定する。

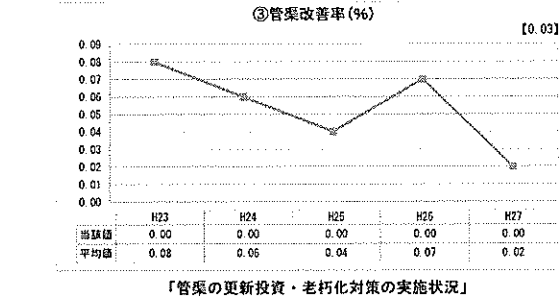
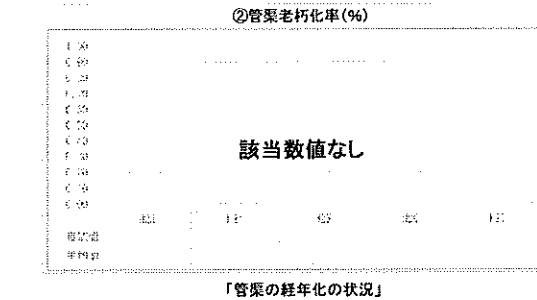
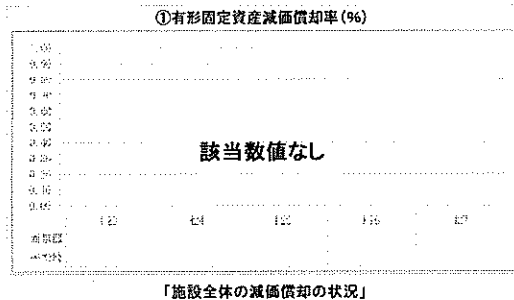
⑤施設利用率  
ほぼ幅広い水準を示している。

⑥水洗化率  
類似団体平均値を上回り高水準で推移している。今後も使用料の確保や水質保全の観点からも水洗化率向上の取組が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

③管渠改善率については、当該処理区内の管渠は耐用年数内なので、改善率は0%となっている。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

各種指標が示すように、慢性的な財源不足により一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況にある。今後も無駄を極力省いた必要最小限の経費に留め、自主財源である下水道使用料の確保に加え、適正な使用料水準について検討していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を提示していません。  
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

標茶町では、平成23年6月に「標茶町第4期総合計画」が策定され、まちづくりのテーマは「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」となりました。その中で下水道は河川などの公共用水域の水質保全、衛生的な生活環境を確保することが求められます。今後は次の3つの基本方針をもちまして、事業を継続していきます。

- ①『整備済地区の水洗化率向上を目指し、普及促進に努めます。』②『整備済下水道施設の適正管理と計画的な改修に努め、施設の延命化をはかります。』③『使用料や負担金等の収入確保に努め、施設維持管理経費の縮減と受益に応じた適正な負担により、経営の健全化に努めます。』

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本町の下水道事業の収支は厳しい状態で推移していますが、今後は処理区域内の人口減少、節水機器の普及で使用料収益の減少により、さらに収支が圧迫されるが見込まれます。一方、事業の継続的な運営に向けて、経営戦略期間内の事業については実施時期を後ろ倒しすることで投資の抑制を図りながら、事業を進めていく方針です。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本町の集落排水使用料単価は道内他団体に比べ低水準で推移しています。今後の見込としては、平成28年2月に策定された『標茶町人口ビジョン』によると、虹別地区は緩やかに人口減少が進行し、将来的に使用料の減収は避けられない状況です。現在使用料は処理場関連の維持管理費に充当されていますが、使用料の落ち込みに対し、維持管理費は人件費の増加等により上昇が予想されることから必然的に充当率は減少し、一般会計への依存度が高まってしまいます。現在は第8期標茶町下水道使用料改定計画の期間中[平成27年度から平成30年度まで]ですので、一般会計からの繰入金削減が必要ですから、今回の改定計画では使用料の見直しが求められます。地方債については、経営戦略期間内の発行予定はありません。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活用(包括的民間委託)に関しては他団体の動向の注視を続けますが、どの程度の経費削減に繋がるかは不透明ですから、現行内容の3年間長期契約を軸にすすめていきたいと考えています。職員給与費はこれ以上の職員削減は困難ですので、現行体制が継続される事を前提として算定しております。人件費の増加、施設の老朽化に伴い維持管理費は増加傾向ではありますが効率的な運転管理に努め、修繕業務は優先箇所、修理の範囲等の見直しを徹底的に行い、経費削減に取り組んでいきます。なお、平成31年10月から消費税及び地方消費税10%への引き上げを想定しています。

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	各処理区が散在する事情、起伏のある地形等の地理的要因によって広域化・共同化・最適化の実施予定は現時点ではありません。
投資の平準化に関する事項	優先度の高い事業は本経営戦略期間内に実施し、その他の事業については実施時期を後ろ倒しすることで投資の抑制・平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP・PFIについては未検討ですが、他団体の動向や成果を踏まえ、当町の業務環境に沿った民間活力活用のあり方を模索していきます。
その他の取組	現在は地方公営企業法は非適用ですが、当町のような小規模団体に適用した場合の影響を整理し、将来的には公営企業会計を適用により、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく公開できるよう検討していきます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	処理区域内の人口減少が予想され減収となりますので、今後も4年を1期とした改定計画のなかで、使用料の見直しを行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	未利用土地・施設がないため未検討です。
その他の取組	今年度から下水道啓蒙活動の一環として施設見学会を開催しました。来場者に対して汚水処理の仕組みと下水道の役割について説明を行いました。継続的な取組として、定期的に広報紙で水洗化を周知しています。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

職員給与費に関する事項	計画期間中、公共下水道事業は4人の職員給与費で算定しておりますが、事業内容の重要度や業務量の変化など必要に応じて、職員の増減を検討してまいります。
動力費に関する事項	処理水量減少を仮定しても、動力費が減少するとは限らないので、過去5年間の平均的な費用を勘案し、算定しました。
薬品費に関する事項	過去5年間の平均的な費用を勘案しつつ、平成28年度予算をベースに算定しました。
修繕費に関する事項	故障箇所・頻度の予想は困難ですが、過去5年度の平均的な費用を勘案しつつ、平成28年度予算をベースに算定しました。
委託費に関する事項	今後も3年間の長期契約を締結することにより、コストダウンを図ってまいります。
その他の取組	職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加し、得た技術と知識を組織として共有、継承することを目標とします。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、概ね5年に一度を目安として見直し(ローリング)を行っていきます。見直しにおいては、戦略の実行状況、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期戦略へと反映していくこととし、【PDCAサイクル※1】を継続的に運用していきます。 ※1 P…Plan(計画) D…Do(実施) C…Check(点検) A…Action(見直し)
---------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)												
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	17,188	15,868	13,790	12,335	10,971	9,579	8,784	8,527	8,527	8,527	8,527	8,527	8,527	8,527
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,307	3,234	3,183	3,101	3,069	3,055	3,019	2,983	2,964	2,928	2,892	2,854	2,854	2,854
	ア 料 金 収 入	3,307	3,234	3,183	3,101	3,069	3,055	3,019	2,983	2,964	2,928	2,892	2,854	2,854	2,854
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	13,881	12,634	10,607	9,234	7,902	6,524	5,765	5,544	5,563	5,599	5,635	5,673	5,673	5,673
	ア 他 会 計 繰 入 金	13,881	12,634	10,607	9,234	7,902	6,524	5,765	5,544	5,563	5,599	5,635	5,673	5,673	5,673
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	6,704	6,426	6,183	5,962	5,816	5,690	5,567	5,459	5,352	5,244	5,133	5,020	5,020	5,020
	(1) 営 業 費 用	4,503	4,500	4,500	4,500	4,550	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580
ア 職 員 給 与 費															
うち 退 職 手 当															
イ そ の 他	4,503	4,500	4,500	4,500	4,550	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	
(2) 営 業 外 費 用	2,201	1,926	1,683	1,462	1,266	1,110	987	879	772	664	553	440	440	440	
ア 支 払 利 息	2,201	1,926	1,683	1,462	1,266	1,110	987	879	772	664	553	440	440	440	
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	10,484	9,442	7,607	6,373	5,155	3,889	3,217	3,068	3,175	3,283	3,394	3,507	3,507	3,507	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	6,990	6,294	6,260	5,291	4,346	3,400	2,837	2,665	2,665	2,665	2,665	2,665	2,665	2,664
	(1) 地 方 債 償														
	うち 資 本 費 平 準 化 債 償														
	(2) 他 会 計 補 助 金	6,990	6,274	6,220	5,251	4,306	3,360	2,817	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,644	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金		20	40	40	40	40	20	20	20	20	20	20	20	
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	17,474	15,736	13,867	11,664	9,501	7,289	6,054	5,733	5,840	5,948	6,059	6,171	6,171	
(1) 建 設 改 良 費															
うち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	17,474	15,736	13,867	11,664	9,501	7,289	6,054	5,733	5,840	5,948	6,059	6,171	6,171		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 10,484	△ 9,442	△ 7,607	△ 6,373	△ 5,155	△ 3,889	△ 3,217	△ 3,068	△ 3,175	△ 3,283	△ 3,394	△ 3,507	△ 3,507		

投資・財政計画  
(収支計画)

区 分	年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算見込)										
収支再差引	(E)+(I)	(J)												
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)												
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字	(P)												
	赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	3,307	3,234	3,183	3,101	3,069	3,055	3,019	2,983	2,964	2,928	2,892	2,854
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)		112,985	97,249	83,382	71,718	62,217	54,928	48,874	43,141	37,301	31,353	25,294	19,123

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(決算)	(決算見込)												
収益的収支分	13,881	12,634	10,607	9,234	7,902	6,524	5,765	5,544	5,563	5,599	5,635	5,673		
うち基準内繰入金	11,805	10,598	9,330	7,875	6,461	5,039	4,224	3,967	3,967	3,967	3,967	3,967		
うち基準外繰入金	2,076	2,036	1,277	1,359	1,441	1,485	1,541	1,577	1,596	1,632	1,668	1,706		
資本的収支分	6,990	6,274	6,220	5,251	4,306	3,360	2,817	2,645	2,645	2,645	2,645	2,644		
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金	6,990	6,274	6,220	5,251	4,306	3,360	2,817	2,645	2,645	2,645	2,645	2,644		
合 計	20,871	18,908	16,827	14,485	12,208	9,884	8,582	8,189	8,208	8,244	8,280	8,317		